

公益財団法人身体教育医学研究所客員研究員規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 9 号

(目的)

第1条 公益財団法人身体教育医学研究所（以下「研究所」という。）において必要な調査及び研究を適切に実施するため、当研究所以外の研究機関又は大学等から研究者等を招へいする場合は、別に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 「客員研究員」とは、国内外の研究機関の研究員又は大学の教員等であつて、研究所に関連する分野において相当の研究実績を有し、かつ、当該研究の遂行に必要な高度の専門的知識を有する者又は研究所の調査研究の推進のため特に必要と認められる者のうちから、評議員及び役員等又は研究部長の推薦に基づき、代表理事が委嘱した者をいう。

2 客員研究員のうち、国内外の研究機関の長又は大学の教授等の者を、「客員研究部長」と称する。

(委嘱)

第3条 評議員及び役員等又は研究部長は、客員研究員を推薦しようとするときは、客員研究員候補者調書(様式第1号)を提出して、代表理事の承認を得るものとする。

2 代表理事は、客員研究員を委嘱しようとするときは客員研究員委嘱依頼書(様式第2号)により依頼するものとし、当該客員研究員本人の所属する機関の長からは客員研究員委嘱回答書(様式第3号)により、本人からは就任承諾書(様式第4号)により、委嘱の承認を得るものとする。

(委嘱期間)

第4条 客員研究員の委嘱期間は、定款第26条第1項の規定を準用する。ただし、客員研究員候補者本人及び所属する機関の長の承認を得た期間とする。

2 委嘱期間満了の1ヶ月前までに本人及び所属する機関の長もしくは研究所より委嘱を終了する申し出がない場合、更に第1項で定める期間を延長し、以後期間満了後もこの例によるものとする

(客員研究員の職務)

第5条 客員研究員は、研究所からの依頼に基づき、当該研究への助言、調査研究等を行うものとする。

(身分)

第6条 客員研究員を招へいする場合は、人事上の併任、採用、転任等の発令行為は行わず、依頼出張によるものとする。

(手当等)

第7条 客員研究員には手当等は一切支給しない。

2 業務執行による対価としては代表理事の定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第 8 条 客員研究員には公益財団法人身体教育医学研究所規程第 6 号旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(諸規則等の準用)

第 9 条 客員研究員は、研究所の規則等を準用するものとする。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。